瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条 例をここに公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

## 瀬戸市条例第7号

瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正 する条例

瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年瀬戸市 条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則	附則
(他の法令による給付との調整)	(他の法令による給付との調整)

第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由と 第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由と なった障害又は死亡について次の表の左欄に掲 げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲 げる法律による年金たる給付が支給される場合 には、当分の間、この条例の規定にかかわら ず、この条例の規定(第14条の2を除く。) による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲 げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄 に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同 表の右欄に掲げる率(当該年金たる給付の二が 支給される場合にあっては、当該年金たる給付 ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率 から1を控除した率)を乗じて得た額(その額 が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由 となった障害又は死亡について支給される同表

の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の

なった障害又は死亡について次の表の左欄に掲 げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲 げる法律による年金たる給付が支給される場合 には、当分の間、この条例の規定にかかわら ず、この条例の規定(第14条の2を除く。) による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲 げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄 に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同 表の右欄に掲げる率(当該年金たる給付の二が 支給される場合にあっては、当該年金たる給付 ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率 から1を控除した率)を乗じて得た額(その額 が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由 となった障害又は死亡について支給される同表 の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の 額の合計額(当該年金たる給付の二が支給され る場合にあっては、その合計額)を控除した残 額を下回る場合には、当該残額)とし、これら の額に50円未満の端数があるときは、これを 切り捨て、50円以上100円未満の端数があ るときは、これを100円に切り上げるものと する。

傷病補償	<省略>	<省略>
年金	障害厚生年金等(当該	0.88
	補償の事由となった障	
	害について障害基礎年	
	金が支給される場合を	
	除く。)	
	<省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表 2 休業補償の額は、同一の事由について次の表 の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給 される場合には、当分の間、この条例の規定に かかわらず、この条例の規定による休業補償の 額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる 給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じ て得た額(その額がこの条例の規定による休業 補償の額から同一の事由について支給される当 該年金たる給付の額の合計額を365で除して 得た額を控除した残額を下回る場合には、当該 残額)とする。

<省略>	<省略>
障害厚生年金等(当該補償の事由	0.88
となった障害について障害基礎年	
金が支給される場合を除く。)	
<省略>	<省略>

額の合計額(当該年金たる給付の二が支給され る場合にあっては、その合計額)を控除した残 額を下回る場合には、当該残額)とし、これら の額に50円未満の端数があるときは、これを 切り捨て、50円以上100円未満の端数があ るときは、これを100円に切り上げるものと する。

傷病補償	<省略>	<省略>
年金	障害厚生年金等(当該	0.86
	補償の事由となった障	
	害について障害基礎年	
	金が支給される場合を	
	除く。)	
	<省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>

の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給 される場合には、当分の間、この条例の規定に かかわらず、この条例の規定による休業補償の 額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる 給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じ て得た額(その額がこの条例の規定による休業 補償の額から同一の事由について支給される当 該年金たる給付の額の合計額を365で除して 得た額を控除した残額を下回る場合には、当該 残額)とする。

<省略>	<省略>
障害厚生年金等(当該補償の事由	0.86
となった障害について障害基礎年	
金が支給される場合を除く。)	
<省略>	<省略>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。